



ウォーターランド通信

問合せ ウォーターランド南条 ☎ 47-3711

ウォーターランド南条

検索

★「ウォーターランド感謝祭」今年もやります！

日時 12月23日(土・祝) 午前10時～午後5時
内容 ウォーターボール(プール)

- ・幼児交流会(2Fスタジオ・要予約)
- ・お菓子の家づくり(2Fスタジオ・要予約)
- ・クリスマスガラボン抽選会(1フロビー)
- ・豚汁(無料振る舞い)
- ・たこ焼き(模擬店)



※「幼児交流会」では、心を育てるおやこ体操を行います。(年少児～年長児・要予約)

★スイムフェスタ2017 in 南越前

10月15日(日)、町水泳協会主催の水泳記録会を開催しました。

日頃、ウォーターランド南条を利用されているジュニアから一般までの参加者と県内の水泳愛好者が73名参加し、大変賑やかな記録会となりました。入賞した子供たちは、ご家族に賞状を嬉しそうに見せていました。また、ほかの一般参加者は「来年は、あと〇〇秒速い記録に挑戦したい。」「いつもと違う種目に挑戦したい。」など、早くも来年に対する意気込みがみられました。

また、フィナーレのレクリエーションではプールにお菓子を盛った浮き島を作り、合図とともにお目当ての菓子袋に群がる様子にプールサイドで観戦していた家族の方も笑みがこぼれていました。

★12月～3月の営業時間のお知らせ

曜日	営業時間	プール利用可能時間
月	13時～21時	13時～21時
火～金	10時～21時	11時～21時
土・祝	10時～18時	10時～18時
休日		

※トレーニングジムは(月曜日を除く)午前10時からご利用いただけます。

☆皆様のお越しを心よりお待ちしております。詳しくは、お問合せください。

年金のお知らせ

問合せ 武生年金事務所 TEL 23-1124

国民年金保険料「後納制度」について

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られたりする場合があります。

従来、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。そのため、後納制度を利用し不足している保険料を納めることにより、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られる可能性があります。ただし、すでに老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

詳しい内容は、「ねんきん加入者ダイヤル」(0570-003-004)、または武生年金事務所にお問合せください。